



[検討会としての認識]

<p>犯罪被害者の回復における心理療法(カウンセリング)の必要性・有効性</p>		
○	<p>公費負担すべき範囲の問題は残るが、被害者の回復のための心理療法の必要性・有効性自体には疑義はなかった。</p>	
<p>犯罪被害者等に対して提供されている心理療法(カウンセリング)の現状についての認識・理解</p>		
○	<p>被害者が精神医療を受ける場合には特定の条件を満たす場合には、犯罪被害者等給付金の重傷病給付による公費負担がなされる。この制度では給付金の条件にあわない被害者、特に警察に相談できない性暴力被害者が利用できないという問題がある。それでも、医療保険の適応対象については自立支援法による通院医療費公費負担や生活保護の適応も可能であり、利用できる公費負担制度がいくつかある。しかし、現在PTSDに有効な治療としてニーズの高まっている持続エクスポージャー療法やEMDRについては通常の精神療法の保険点数しか適応できないため、コストの関係で医療機関での普及が困難であり、医師が実施する場合には関連心理療法機関などで提供されることもあり、保険の適応外になるため、高額の自己負担が生じる可能性がある。</p>	<p>中島構成員</p>
○	<p>医療保険の適応外の心理療法は、女性に対する支援団体等の運営するカウンセリング機関、大学心理臨床センター、医療機関などに併設した心理相談機関、個人開業の心理相談機関、被害者支援センター等があげられる。現在警察庁の事業として民間被害者支援団体でのカウンセリングへの補助事業によって被害者支援団体等では無料のカウンセリングが提供されているものがあるが、機関によって異なり、回数などが制限されていたり、心理専門家による心理療法は必ずしも提供できていないなどの問題がある。民間の被害者支援団体においては比較的低額でのカウンセリングを提供しているものの、より専門的な心理療法を提供できるような個人開業あるいは医療機関併設のカウンセリング機関等では高額になっており、被害者の負担は大きい。これらは医療保険の適応外であるため、公費負担制度を利用することが困難である。被害者の経済的負担が大きいのはこの部分であると考えられる。</p>	<p>中島構成員</p>
○	<p>次の①から⑦の問題が、日本における公費負担の適正な制度化を妨げている。これらの日本の状況について共通の理解を得る必要がある。</p> <p>① 実施者の主要な職種と考えられる臨床心理の専門家の国家資格制度が未整備である。</p> <p>② (①のためもある)保険診療の中に位置づけられる精神療法は、まずは医師、一部については国家資格のあるコメディカル職によって担われるべきものとなっている。</p> <p>③ 保険診療の中で医師等によって行われている精神療法は多くの場合、犯罪被害者の支援として十分でない。</p> <p>④ 現実には心理療法(カウンセリング)は医療だけでなくさまざまな場で臨床心理士等によって担われている。</p> <p>⑤ 臨床心理の専門家すべてが犯罪被害者支援のための心理療法(カウンセリング)が可能なわけではない。</p> <p>⑥ 犯罪被害者支援の専門技術を持つ臨床心理専門家もいるが個人的な努力に支えられているところが多い。</p> <p>⑦ 医学的に有効なことが証明された心理療法も開発され、日本でも実施されているが、採算が合わない。また研究者レベルでしか行われていない。</p>	<p>小西座長</p>

犯罪被害者等に対する心理療法の公費負担に関して検討すべき論点(意見とりまとめ結果)

[検討会としての認識]

今後の議論の中で、必要に応じ、さらに調査を要する事項		
○	<p>どのような形式で心理療法を行うにせよ、費用の問題を抜きにしては、打つべき手段を決定できない。そこで、これまでヒアリングしてきた事例における費用に関する情報を整理するとともに、心理療法士が医師とともに心理療法を実施した場合を想定して、どれほどの費用がかかるものか、を明らかにする必要があるのではないか。(加藤構成員)</p>	加藤構成員
○	<p>現在の厳しい経済、財政状況の中で、心理療法(カウンセリング)の公費負担について国民の理解を得るためには、客観的・科学的データに基づき、その必要性と有効性について認識の共有が不可欠である。これまでの検討会で示されたデータは、やや断片的なものにとどまっております。さらに説得力のあるデータの収集・整理、場合によっては新たな調査の実施等を検討する必要があると思われる。</p> <p>① 基礎的データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者が置かれた状況 (生活環境, 健康, 経済状況等) ・ 心理療法(カウンセリング)の受診と負担の現状 (件数, 種類, 費用と負担の実態等) ・ 心理療法(カウンセリング)の必要性と有効性 (ヒアリング, 各種データの収集・整理, 必要に応じ新たな調査の実施) <p>② 心理療法(カウンセリング)の公費負担に関する諸制度の趣旨・役割の確認及び実情の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察による犯罪被害者の精神的被害の早期回復・軽減を図るカウンセリング … 警察職員, 精神科医・臨床心理士等への委嘱, 民間団体への業務委託 ・ 犯罪被害給付制度の重傷病給付(精神疾患) … 保険診療が適用される医療 ・ 医療保険制度(精神療法(入院, 通院・在宅) … 認知療法・認知行動療法, 心身医学療法(心身症) ・ 精神保健福祉相談・心理療法(カウンセリング) ・ 児童相談所による心理療法(カウンセリング) ・ スクールカウンセリング, その他 	久保構成員

犯罪被害者等に対する心理療法の公費負担に関して検討すべき論点(意見とりまとめ結果)

[検討会としての認識]

今後の議論対象	
<input type="radio"/>	公費負担の対象となる「犯罪被害者等」の範囲
<input type="radio"/>	公費負担の対象となる「心理療法(カウンセリング)」の問題
<input type="radio"/>	公費負担の対象となる「心理療法」提供者の問題
<input type="radio"/>	公費支出の在り方
<input checked="" type="checkbox"/>	既存制度の活用か、新規制度創設か又は複合的な検討(一部既存制度の拡大、一部、新規制度の検討)
<input checked="" type="checkbox"/>	給付方法
<input checked="" type="checkbox"/>	財源
<input type="radio"/>	公費負担制度の有効性の検証方法
<input type="radio"/>	心理療法についての啓発活動

公費負担の対象となる「犯罪被害者等」

「犯罪被害者等」の範囲の限定の基準 (小西座長)	
①	犯罪被害者、遺族以外の者をどうするのか。遺族以外の家族、友人、目撃者等(警察庁)
②	<p>罪名による切り分け</p> <ul style="list-style-type: none"> - 犯給法と平仄を合わせるか→死亡、重傷病又は障害(松坂構成員) - それとも独自の切り分けをするか(松坂構成員) <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> - 性犯罪を含む重大な身体犯以外にも提供すべきか。過失犯や悪質な財産犯はどうするのか。(警察庁) - 交通被害者や警察に相談のない性暴力被害者、児童虐待被害者、DV被害者(公費負担の削減)などは対象になりにくい。これらの被害者をできるだけ対象とする必要(中島構成員)
③	<p>なんらかの手続きを要件とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 何らかの制限を設けることの是非(久保構成員) <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> - 被害届の提出を求めるか。(松坂構成員、警察庁) - 加えて、それ以外にも、加害者が逮捕、勾留、起訴等されることをも求めるのか。その場合、本来のあるべき被害者支援の目的と乖離する場面をどのように克服すべきか。(松坂構成員)
④	傷病・症状の程度(太田構成員、松坂構成員)。この場合、診断書を求めることになる(松坂構成員)
⑤	<p>調整の要否</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収入(中島構成員) <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> - 十分な損害賠償を受けた犯罪被害者等も対象とするか否か(警察庁) - 行為などに帰責性のある犯罪被害者についてはどうするか(警察庁)

公費負担の対象となる「心理療法」

犯罪被害者等支援のための「心理療法(カウンセリング)」とはどのようなことを指すのか。(小西座長、松坂構成員、法務省、警察庁)	
○	たとえば、当該カウンセラーが必要であると判断する一定の心理療法を(例えば)10回若しくは20回を上限に無料で受診できる、というようなもの(松坂構成員)
○	現在、民間の犯罪被害者支援団体や臨床心理士等が行っている取組(例えば、捜査機関や裁判所、弁護士事務所等への同行支援)の中には、心理療法(狭義)には直接該当しない心理的支援を提供する支持的カウンセリング又はその延長・類似行為として犯罪被害者等の精神的・心理的支援に寄与しているものがあると思われる。そのような支援のうちどこまでが「本検討会で想定している心理療法の範囲」に含まれるか否か(法務省)。
○	対象となる心理療法を限定することは困難(中島構成員)
公費負担される上限(小西座長、中島構成員、太田構成員、警察庁)	
○	回数、期間、費用上限などどの程度が適正かを考える必要がある。これは財源と密着しており、財源の対象とする被害者の数、また実際に現在被害者が負担している費用などから検討することが必要である。1回10000円であれば、240000円が目安となると思われる。また、期間については、1年は短いかもしれないので、2年くらいは提供できると、被害者には負担は軽減できるように思われる。(中島構成員)
○	(犯給制度の重傷病給付金の拡大といった形で制度設計する場合)1年間の給付期間の制限を受ける。これを拡大すると、他の重傷病の場合も拡大することになる。(太田構成員)
○	(重傷病給付金の枠組みとは無関係の新制度として制度設計する場合)給付期間をどの程度とするか。上限を設定するか否か。(太田構成員)
カウンセリングの実施の判断(警察庁)	
○	誰が判断するのか(カウンセリングを受ける本人か、カウンセラーか、実施機関の職員か)(警察庁)
○	判断基準(警察庁)
○	判断時点(開始,継続,終結,中断後の再開)(警察庁)
○	各地の公安委員会か?警察庁指定にかかる犯罪被害者等早期援助団体はどうか。(松坂構成員)
どのように心理療法(カウンセリング)の質を確保するか(小西座長)(→心理療法の実施者の問題)	

公費負担の対象たる 心理療法の「提供者」

実施者は、どの機関、団体又は個人とするのか(太田構成員)	
誰が行うのか(小西座長)	
<input type="radio"/>	臨床心理士に限定するか。臨床心理士にしても、臨床心理士のうちで、一定の研修を受けた、公費負担の対象となるような被害者支援臨床心理士といったような認定制度を設けるか。(太田構成員)
<input type="radio"/>	資格や認定を持った者が一定の機関(病院など)で心理療法を提供する場合にのみ公費負担を限定するか。自宅資格や認定を持った者が開業している場合にも公費負担を認めるか(アメリカ)(太田構成員)
<input type="radio"/>	精神科医以外にいかなるカウンセラーを有資格者と認知するのか。(松坂構成員) ① 届出・登録制 …一定の要件を具備したカウンセラー(団体もしくは個人)の届出・登録に基づく名簿のようなものをイメージして、その中に該当するカウンセラーは有資格者と認知する方法 ② 指定制 …国側が一定の要件を定めて、その要件を具備したカウンセラーを一方的に指定する方法 ③ それ以外
<input type="radio"/>	できるだけ現在被害者が利用している心理療法が利用できることが望ましい。臨床心理士に制限した場合には、フェミニストカウンセラーなどが該当しなくなることを配慮しなくてはならない。(中島構成員)
認定・研修方法(太田構成員、警察庁)	
<input type="radio"/>	例えば、制度の利用にあたって、学会等に委託し、別途資格や認定機関を設けることも考えられるが、ここにおいて費用がかかってしまうことが懸念される。しかし、柔軟性を持たせるためには、有識者における認定機関(委員会)を設定し、申請した機関を対象とすることが現状としては望ましいのではないかと考えられる。すべての機関について検討する必要はなく、基本的な基準をクリアしている場合には承認し、それ以外の機関については、心理療法について習熟している心理士による心理療法を提供していること、あるいは心理療法機関において臨床心理士資格を有している心理士による心理療法を提供していることなどがあげられる。(中島構成員)
必要人数(警察庁)	

「公費支出の在り方」及び今後

公費負担の仕組みの捉え方	
○	公費負担によるあり方(理念)と方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・理念…犯罪被害者の権利回復・社会の連帯共助、医療保険制度による公費負担、社会福祉制度における公的扶助 ・役割…重症化を防ぐ危機介入・予防対応、医療上の治療による回復 ・方向性…既存制度の整備・拡充か、新たな仕組みの創設か (久保構成員)
○	公費負担による救済対象と、その仕組みについては、まず犯罪被害者の権利回復と社会の連帯共助を基本理念とし、 ① 犯罪被害者とその家族・遺族をできるだけ幅広く、いつでも、どこでも受け入れる「駆け込み寺」的な体制を整備し、症状についても重症化を防ぐための危機介入や予防的な早期対応の充実を図る。その上で、 ② 専門的な治療や福祉的な対応を必要とする対象者については、必要に応じて医療やカウンセリング機関、民間支援組織、福祉機関等につないでいく、(といった)二段、三段構えのキメ細かで息の長い支援システムのあり方を検討する必要がある。(久保構成員)
○	本検討会において討議するのは、医療保険の適応外となっている心理療法についての公費負担が主であると考えられる。(中島構成員)
現在の健康保険制度の拡大	
○	一定の限界はあるが、引き続き適用範囲の拡大と給付の充実に向けて努力すべき。(久保構成員)
○	当該心理療法の点数を増額させ、同時に臨床心理士の資格を国家資格化するとともに、一定の心理療法について保険適用とする方法。3割負担部分は自己負担であるが、相当程度は救済されることが期待できる。(松坂構成員)
犯給制度の重傷病給付金拡大の可否	
○	一定の限界はあるが、引き続き適用範囲の拡大と給付の充実に向けて努力すべき。(久保構成員)
○	健康保険法の適用が支給要件となるため、適用のない心理療法を対象に含められるか。そもそも、健康保険法の適用がない心理療法は、現行法の給付額や負担額の計算ができない。(太田構成員)
○	健康保険制度適用範囲の拡大、PTSDの保険適用の見通しと条件など(久保構成員)
犯給制度に新しい給付金(例えば、心理療法給付金)を創設する。	
○	今まで基本計画で検討されてきたように、犯罪被害者等給付金の重傷病給付においては医療保険の適応外の公費負担を行うことは困難であると考えられる。したがって、医療保険の適応外のものについては、給付金の中に別の枠を設けることが考えられる。(中島構成員)

「公費支出の在り方」及び今後

○	独自の支給(支給要件)を設定できる。健康保険法の適用のある心理療法の場合(重傷病給付金)と適用のない心理療法の場合(心理療法給付金)の2種類の異なる要件や支給内容の制度ができてしまう。 健康保険法の適用のある心理療法についても、重傷病給付金ではなく、心理療法給付金の支給を認めるか。心理療法給付金の内容によっては、重傷病給付金よりも高額(反対に低額)になる場合があり得る。(太田構成員)
○	「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな保証制度の創設に関する検討会」による議論・検討(久保議員)

医療保険の適用外の公費負担の制度を新設	
○	医療保険においてこのような診療(持続エクスポージャー療法やEMDR)がより高い医療保険の適応になることが望まれるが、これは本検討会の対処できる範囲ではない。(中島構成員)
○	どの機関を主務官庁(裁定機関)とするか: 警察庁、厚生労働省、内閣府、自治体等。(太田構成員)
○	予算は主務官庁の予算とするのか。
○	いかなる機関が国費支出という役割を担当するか。警察庁指定にかかる犯罪被害者等早期援助団体はどうか。(松坂構成員)
財源 (警察庁)	
○	給付金で支給する場合には、給付金の被害者要件の範囲を超えることはできない。広く被害者に適応するためには、別の財源によって支出することが望ましい。どのような財源において適応できるのかを検討する必要がある。(中島委員)
給付方法: 償還払い／現物給付 (太田構成員、松坂構成員、警察庁)	
○	① 償還方法: 被害者の負担が大きいという難点あり ② しかるべき担当機関の審査を受けて、当該心理療法を受けられる証明書のようなものを発行してもらい、それを持参して当該心理療法を受ける。費用は、当該心理療法を施術したカウンセラーから担当機関に請求するという方法(松坂構成員)
既存の制度との連携 (小西座長、久保構成員)	
○	実施機関それぞれの問題点や課題の把握: 警察の犯罪被害者等カウンセリング、被害者支援センター、早期支援団体、民間支援団体、医療機関、カウンセリング専門機関、精神保健福祉センター、児童相談書、スクールカウンセラー等
○	各実施機関(者)の役割分担と連携のあり方: 現状と今後の課題、効率的な補完・連携の方向性
有効性の検証方法	

「公費支出の在り方」及び今後

○	新しい制度を作るのであれば、その有効性が検証できるように考えておく必要がある。特に臨床的な問題については、人数だけのチェックになっては十分ではないと思われる。(小西座長)
新制度の限界と、将来の展望 (小西座長)	
犯罪被害者等への心理療法(カウンセリング)についての関係者への啓発の必要性について	
○	どのような公費負担の制度を考えるにしても、関係者にその内容を知ってもらうことは大事なことであり、今後も継続して行う必要がある。心理療法(カウンセリング)の専門家だけでなく、それ以外の犯罪被害者に関わる専門家、ボランティアの方にももう少し明確なイメージを持ってもらえるような啓発活動が必要。(小西座長)